

欠席に関する取扱い要項 《概念図①》

●「感染症」の報告は保健管理センターへ

●公欠の申請はformsへ

感染症の場合

STEP01



体調不良により
通学できない

STEP02



医師の診察を
受ける

STEP03-1〔陰性の診断〕

公欠とはならない

ただし、症状が治癒してから通学すること

STEP03-2〔陽性の診断〕

治癒したと診断されるまで出席停止
保健管理センターへ必ず報告

STEP04



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

STEP05



治癒後の手続きにより、公欠

気象警報の場合

STEP01

キャンパス所在地域に以下いずれかの
気象警報等が発表される

1. 暴風警報
2. 暴風雪警報
3. 大雪警（船生・日光地区を除く）
4. 特別警報

STEP02

大学は休講（※休講とは授業を行わないこと）

1. 次の時間帯に気象警報が解除された場合、
午前 6 時までに解除 = 1 時限から授業
午前 10 時までに解除 = 5 時限から授業
2. 授業開始後に気象警報が解除された場合、次の時限以降の全ての授業が休講

STEP03



後日、補講実施

STEP01

休講対象外の気象警報や居住地の気象警報
又は交通機関の運航休止により通学が困難な
った

STEP02



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

STEP03



届け出ること、公欠

忌引きの場合

STEP01



親族に不幸が、、、

1. 配偶者
2. 1 親等（父母、子）
3. 2 親等（祖母、兄弟姉妹、孫）

STEP02



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

STEP03



届け出ること、公欠

欠席に関する取扱い要項 《概念図②》

●「感染症」の報告は保健管理センターへ

●公欠の申請はformsへ

裁判員制度の場合

CASE 1

STEP01



候補者となったが、選出されなかった。

STEP02



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

STEP03



届け出ること、公欠
【半日程度】

CASE 2

STEP01



裁判員として選任され、
裁判（公判、評議、評決）に参加した。

STEP02



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

STEP03



届け出ること、公欠
【3日程度】

その他の場合

STEP01



- 事件に巻き込まれた
- 実家が火災・土砂崩れにあった 等々

STEP02



必要な期間を届け、
教務委員会で承認することで、公欠

STEP03



授業担当教員から
当該授業に相当する
学修の指示を受ける

↓↓↓ 【注意】 上記以外の事項については、公欠になりません ↓↓↓

EX. 1

◆ 教育実習等

教育実習により授業に出られない、、、
(教育実習、介護等体験の場合)

- 共同教育学部の学生は、教育実習等で欠席する旨を事務から授業担当教員へ別途通知
- 共同教育学部以外の学生は、教育実習に関する通知文と併せて授業担当教員へ相談すること

EX. 2

◆ 部活動・ボランティア活動

国際大会、全国大会により授業に出られない、、、
ボランティア活動のため授業に出られない、、、

公欠とはなりませんので、注意してください。

EX. 3

◆ 体調不良・怪我

授業を休むのが1週間以上の場合

授業担当教員及び、指導教員へ連絡